

豊中市市民等利用端末管理要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、都市経営部デジタル戦略課が管理するネットワークに接続した市民等が利用する端末のうち、都市経営部デジタル戦略課が導入する端末（以下「市民等利用端末」という）の管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 端末 情報処理を行うために直接操作するサーバ以外の電子計算機のことをいう。
- (2) 電磁的記録媒体 情報が記録された磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク、光磁気ディスク、フラッシュメモリその他これらに類するものをいう。

(端末管理責任者)

第 3 条 市民等利用端末を管理するため、端末管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くこととする。

- 2 管理責任者は、市民等利用端末を設置した施設を所管する課（以下「課等」という）の長をもって充てる。
- 3 管理責任者は、適正に市民等利用端末を管理しなければならない。

(端末管理担当者)

第 4 条 管理責任者は、管理事務遂行上必要があると認めるときは、その事務を処理する職員として端末管理担当者（以下「管理担当者」という。）を置くことができる。

- 2 管理担当者は、管理責任者の指揮を受け、課等に設置されている市民等利用端末の管理事務を行い、市民等が快適に利用できるように努めなければならない。
- 3 管理責任者は、管理担当者を指定したときは、当該管理担当者の職及び氏名をデジタル戦略課長に報告しなければならない。

(市民等利用端末の管理)

第 5 条 管理責任者及び管理担当者は、市民等利用端末を良好な状態に保つとともに、善良な管理者の注意をもって、その管理に努めなければならない。

(利用事項の制定)

第 6 条 管理責任者は、本要綱で定めるもののほか、市民等が市民等利用端末を利用するために必要な事項を定めなければならない。

- 2 管理責任者は、前項の事項を定めたときは、速やかにその内容をデジタル戦略課長に報告しなければならない。
- 3 管理責任者は、第 1 項に規定する事項を定めた時は、利用者の見やすい場所に掲示すること、又はその他の方法で周知しなければならない。

(市民等利用端末の利用)

第7条 市民等利用端末の利用をしようとする者（以下「利用者」という。）は、市の定める「戸籍及び住民基本台帳等の事務における本人確認の事務処理手順を定める要綱」第2条に掲げるいずれかの書類を提示し、又は提出することにより、本人であることを明らかにし、申しこまなければならない。

2 市民等利用端末で利用できる事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) デジタル戦略課長が実施するアクセス制限で制限されるホームページを除く、インターネットにおけるホームページを閲覧すること。
- (2) 豊中市電子申込システムの利用
- (3) とよなか公共施設案内予約システムの利用
- (4) 豊中市スポーツ施設情報システムの利用
- (5) 豊中市立図書館インターネット等予約サービスの利用
- (6) その他デジタル戦略課長が認めるインターネットサービス
- (7) 第9条に規定する内容を除き、管理責任者が別に定める事項に基づく利用（利用の制限等）

第8条 デジタル戦略課長又は管理責任者は、次の各号のいずれかに該当したときは、通知することなくその利用を制限し、又は停止することができる。

- (1) 市民等利用端末・プリンタ・その他機器の点検及び調整が必要となったとき。
- (2) 施設等の管理上支障があるとき。
- (3) 緊急の事態が発生したとき。
- (4) 利用者が、この要綱または管理責任者が定める事項に基づく規定又は係員の指示に違反したとき。

2 デジタル戦略課長及び管理責任者は、前項の場合において、利用者に損害があっても賠償の責めを負わない。

3 利用者は、前条に掲げる事項以外の利用を行ってはならない。

（利用における禁止事項等）

第9条 管理責任者は、次の各号に掲げる行為を認めてはならない。但し、市民等利用端末を講習等で使用する場合、デジタル戦略課長がその講習上必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 市民等利用端末・プリンタ・その他機器の設定並びにプログラム等の改ざん、改変、追加及び削除に当たる行為
- (2) インターネットを利用したショッピング、オークション等物品の売買、金銭の授受にかかわる利用に該当する行為
- (3) 電磁的記録媒体を使用しデータを入力または出力する行為
- (4) 市民等利用端末にデータを記録すること
- (5) 都市経営部デジタル戦略課が管理するネットワーク以外に接続される端末との電子メールの使用

(6) 法令及び公序良俗に反する情報を送受信する行為

- 2 前項の規定に違反した利用者に対して、デジタル戦略課長及び管理責任者はただちに利用中止を命ずることができる。

(免責事項)

第10条 デジタル戦略課長及び管理責任者はインターネットを利用するために利用者が入力し、又は発信した個人情報（各種サービス利用のためのユーザー名、パスワード等の認証情報を含む。）の保護について責任を負わないものとする。

- 2 デジタル戦略課長及び管理責任者は、利用者がインターネットを利用することによって生じたいかなる損害についても責任を負わないものとする。
- 3 デジタル戦略課長及び管理責任者は、市民等利用端末の利用により発生した利用者の損害（他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含む。）及び市民等利用端末を利用できなかったことにより発生した利用者又は他者の損害についても責任を負わないものとする。

(事故等の報告及び損害の責任)

第11条 管理担当者及び利用者は、市民等利用端末の設備及び備品等をき損又は滅失したときは、速やかに管理責任者に端末事故報告書(別紙1)により報告しなければならない。

- 2 前項の報告を受けた管理責任者は、直ちに、保守対応を行うとともにその旨をデジタル戦略課長へ通知するものとする。
- 3 利用者はその責めに帰すべき事由により、設備または備品等をき損又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(その他)

第12条 職員が職務上、市民等利用端末を利用する場合は、本要綱を適用することなく豊中市情報セキュリティ規則及び豊中市情報セキュリティ対策基準に基づき市民等利用端末利用を行わなければならない。

- 2 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理責任者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年1月15日から実施する。

この要綱は、平成20年2月1日から実施する。

この要綱は、平成20年2月20日から実施する。

この要綱は、平成25年12月 日から実施する。

この要綱は、平成27年7月14日から実施する。

この要綱は、平成28年8月12日から実施する。

この要綱は、令和2年10月1日から実施する。

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

この要綱は、令和5年8月9日から実施する。

(別紙1)
年 月 日

様

氏名 _____

事故報告書

市民が利用する端末に、次のとおり事故が発生しましたので、豊中市市民利用端末管理要綱第11条第1項の規定により報告します。

記

事故発生日時	月	日	午前・午後	時	分	発見者
事故発生場所						
《事故内容》						
《被害状況》						
《復旧措置》						
復旧完了日時	月	日	午前・午後	時	分	復旧確認者
《備考》						